

# 連合大会開催時保育等運用積立資金取扱規則

2022年 5 月 13日理事会制定

## (総 則)

第1条 この規則は、公益社団法人日本地球惑星科学連合（以下「当連合」という）の連合大会運営およびダイバーシティ推進事業に理解ある関係者からの貴重な寄附金等を財源とする資金、連合大会開催時保育等運用積立資金（以下「大会保育等運用積立資金」という）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

## (目 的)

第2条 大会保育等運用積立資金は、当連合の公益事業である学術大会の開催および普及活動の一層の発展に資するために、大会における保育支援および当連合のダイバーシティ推進事業等の実施に向けた資金を寄附金等により調達し、その運用により得られた利益を含めて事業費に充てることを目的とする。

## (資金計画)

第3条 この大会保育等運用積立資金は、ダイバーシティ推進委員会に用途を指定した寄附金を財源として2020年度に138,000円、2021年度に90,000円を積立てる。なお、この大会保育等運用積立資金の今後の積立限度額は、2000万円とする。

2 大会保育等運用積立資金は、2022年度に58,000円を取り崩し、第2条の目的に適う事業費に充てる。

## (資金の運用方法)

第4条 大会保育等積立資金は特定資産として、元本の安全性に配慮して運用する。

## (資金の支出)

第5条 この大会保育等積立資金は、以下に該当する事業に対して支出することができる。

- 2 連合大会における託児室の運営または大会参加者の託児利用に係る経費補助
- 3 その他、当連合におけるダイバーシティ推進事業に関わる経費

## (資金活用の発議)

第6条 第5条に関しては、ダイバーシティ推進委員会からの発議と理事会の承認により、この大会保育等積立資金を活用した事業を実施する。

## (資金の維持・管理)

第7条 この大会保育等積立資金は第2条の目的を達成するため、善良の管理者の注意をもって維持・管理をしなければならない。

- 2 この大会保育等積立資金は他の資金と明確に区分して管理しなければならない。
- 3 この大会保育等積立資金は第2条及び5条に規定する事業目的以外に使用することはできない。やむを得ず事業目的以外に使用する場合には、理事会にて過半数の出席のもとで、3分の2以上の議決を必要とする。

## (事業報告)

第8条 会長は大会保育等積立資金の使用した事業の内容を年度毎にとりまとめ、社員総会で報告する。

## (規則の改廃)

第9条 本規則は、理事会の決議により改廃することができる。

附則

本規則は、 2022年3月31日から施行する。